

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草や木の葉、枝やもみガラ、わらなどの焼却)
④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出される)

※ 取った草木の焼却
①〜⑤であっても廃プラスチック類やゴムくず、廃油や皮革の焼却は認められていません。
しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には、野外焼却行為者へ、配慮をお願いしたり、指導する場合があります。

やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がからないようご配慮をお願いします。

問い合わせ先
町民福祉課 46-5562

クマに出合わないために!

春は、クマが冬眠から目覚め、食べ物を求めて活発に行動します。クマと遭遇し被害に遭わないよう、行楽などで野山に入る予定の方は、次のことにご注意ください。

- ▽グループでの行動を基本とし、クマの活動が活発になる朝夕は山中に入らない。
▽鈴、笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。

▽子グマを見かけたら近くに母グマもいる可能性が高いため、そっと立ち去る。
▽クマに出合ってしまった場合は、あわてず騒がずクマの動きを見ながらゆっくり後退する。

町内でクマを目撃した場合は、直ちに農林振興課まで連絡してください。
問い合わせ先
農林振興課 46-5564

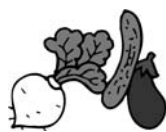
園芸作物の生産を応援します

町内の園芸作物の品質や生産向上を図り、29年開業予定の道の駅や直売所で、平泉産野菜などの積極的な販売を促進するため、ビニールハウスの整備に対し、次のとおり補助します。

- 補助の対象者
町内に居住し、自ら生産した園芸作物を町内の直売所などで販売しようとする人
■補助の要件
ビニールハウスを利用した農作物の栽培・出荷計画書(5年間)を提出すること。

■補助の内容
▽園芸用ビニールハウスを新設する場合
整備費の3分の2(上限25万円)
▽既設ビニールハウスのビニールを張り替える場合
整備費の3分の2(上限5万円)

■申し込み・問い合わせ先
農林振興課 46-5564
■申込期限:12月28日(水)まで



往時を偲ばす“無量光院跡” 暫定開園

期間
4月23日(土)~11月13日(日)

平泉の世界遺産を構成する資産の「特別史跡無量光院跡」。町では平成24年度より、当時の面影を再現するため、浄土庭園の復元整備を進めています。本年度は、4月23日から11月13日まで、池に水をたたえた状態で、一般公開します。ぜひ、無量光院跡で極楽往生を体感し、平泉独自の浄土空間を体感してください。



問い合わせ先
平泉文化遺産センター 46-4012

平泉文化遺産センター館長出前講座

- 実施期間:平成29年3月まで
■講師
文化遺産センター 館長 千葉信胤
■講座内容
①世界遺産「平泉」に関する事
②平泉の文化財に関する事
③平泉の歴史文化に関する事
■講座対象
町民(学校、地域、各種団体など)

■講座会場:町内(申請者側で設定)
■講座時間:30~90分程度(要相談)
■講師謝金
無料
■申し込み方法:開催予定日の1ヵ月前までに、電話などでお申し込みください。
■問い合わせ先
文化遺産センター 46-4012

「気を付けて! 互いに声かけ 農作業安全」
春の農作業安全月間 6月15日まで

農作業が忙しくなるこれからの時期は、農作業事故が起こりやすくなります。急な作業開始は、思わぬ農機具事故につながります。ゆとりの心を持って、あわてず計画的に作業をしましょう。
▽農業機械の始業前点検など基本動作の励行
▽相手から見えやすい夜光反射材などの装着
▽農業者だけではなく、家庭や地域での事故防止意識の醸成

問い合わせ先
農林振興課 46-5564

義肢・装具等補装具巡回相談

- 期日:6月3日(金)
10時30分~13時30分
(受付時間は11時まで)
■場所:千厩農村労働福祉センター
■相談内容
義肢・装具等補装具の交付・修理要否・適合の判定
■対象者
相談内容による診断、判定などを希望する人

※ 本人のみでの相談が困難な場合、家族など事情の分かる人の付き添いをお願いします。
■申込締切日
5月26日(木)
※ 完全予約制
■申し込み・問い合わせ先
保健センター 46-5571

平成28年経済センサス一括調査を実施します

6月1日を基準日として、平成28年経済センサス一括調査を実施します。この調査は、全ての事業所と企業を対象としており、経済活動の状態を全国的および地域的に明らかにするため、主に売上高や費用などの経理項目の把握に重点をおいた統計調査となっています。5月中旬から下旬に、調査員が調査の案内や調査票配布のため調査対象事業へ伺いますので、回答へのご

協力をお願いします。なお、回答はオンライン回答が可能です。24時間回答が可能であり、オンラインで回答した場合、事業所への調査員の再訪はありませんので、ぜひご活用ください。回答いただいた内容は、統計法に規定された目的以外に使用しません。安心して回答へのご協力をお願いします。
■問い合わせ先
まちづくり推進課 46-5578

平成28年度「子どもの集い」

日時
5月10日(火) 10:00~11:00



平成28年度児童福祉週間の一環として「子どもの集い」を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

- 場所:長島球場
※ 雨天の場合は長島体育館、長島公民館
■内容:体操、かけっこ、本の読み聞かせなど
■問い合わせ先
町民福祉課 46-5562
子育て支援センター 46-2767